

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と川西町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第2に次のように加える。

3 道路等の交通インフラの整備

(1) 交通結節点機能等の整備

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の鉄道主要駅の結節点機能を向上させることにより、広域的な動きを支える鉄道機能を充実、強化するとともに、新たなにぎわいを創出し、圏域住民の利便性の向上及び圏域の均衡ある発展に取り組む。	甲は、鉄道主要駅の駅前広場、駐車場等を整備することにより、公共交通の結節点となる鉄道駅周辺機能の充実を図るとともに、中心市街地を活性化し、圏域住民の利便性の向上や来街者の回遊促進を図る。	乙は、鉄道主要駅及び駅前広場等の交通環境を整備することにより、圏域内における交通結節点としての機能を充実させ、利便性の向上を図るとともに、甲及び乙の相乗的なにぎわいの創出につながるよう相互間の移動の円滑化や交流の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

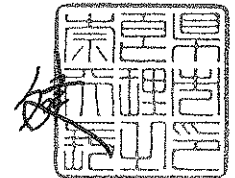
平成28年3月24日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長

並訂



乙 磯城郡川西町大字結崎28番地の1

川西町

川西町長

竹村匡正

